

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成30年度)	改 定 (平成31年度)	改 定 理 由
<h3 style="margin: 0;">第1章 総 則</h3> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成28年11月28日改正 政令第360号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>27. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>34. 工事関係書類</p> <p>工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。</p> <p>1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、あらかじめ監督職員の確認・押印を受けたのちに、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p>	<h3 style="margin: 0;">第1章 総 則</h3> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成30年6月6日改正 政令第83号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>27. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」（平成29年 1月30日付 国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>34. 工事関係書類</p> <p>工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。なお、受注者は、「請負工事成績評定要領の運用について」内別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」別紙6に基づき工事関係書類を作成し、提出及び提示しなければならない。</p> <p>1-1-5 コリンズ (CORINS) への登録</p> <p>受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化について記載を追加</p> <p>発出文書に係る修正</p> <p>コリンズの運用の変更に伴い修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

現 行 (平成30年度)	改 定 (平成31年度)	改 定 理 由
<p><u>ただし、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u></p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、<u>速やかに監督職員に提示しなければならない。</u>なお、変更時と完成時の間が<u>10日間</u>に満たない場合は、変更時の<u>提示</u>を省略できるものとする。</p> <p>1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、<u>契約書に定める工事始期日以降30日以内に</u>工事着手しなければならない。</p> <p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成27年 4月 1日付け北開局工管第333号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成27年4月1日付け北開局工管第333号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。<u>また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し、調査票を監督職員へ提出すること。</u></p> <p>なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。<u>なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p>	<p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、<u>コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</u>なお、変更時と完成時の間が<u>10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)</u>に満たない場合は、変更時の<u>登録申請</u>を省略できるものとする。<u>また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u></p> <p>1-1-8 工事着手</p> <p>受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、<u>工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、</u>工事着手しなければならない。</p> <p>1-1-10 施工体制台帳</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成30年12月21日付け北開局工管第186号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 施工体系図</p> <p>第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成30年12月21日付け北開局工管第186号)に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-18 建設副産物</p> <p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p><u>受注者は、</u>コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p> <p>なお、出力した調査票は、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、<u>これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p>	<p>コリンズの入力規則に合わせ削除</p> <p>コリンズの運用の変更に伴い修正</p> <p>工事着手と準備期間の整合を図るため修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>字句の追加</p> <p>建設副産物実態調査(センサス)は、平成30年度完了工事を対象としているため削除</p> <p>字句の修正(なお書きの重複)</p>

